

株 主 各 位

東京都目黒区上目黒2丁目1番1号
株 式 会 社 ケ イ ブ
代表取締役社長 高野 健一

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年8月26日（月曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。出席もしくは郵送により議決権をご行使いただいた株主様には、クオカード（500円分）を郵送にて贈呈させていただきます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年8月27日（火曜日）午前11時
2. 場 所 東京都新宿区内藤町87番地
四谷区民センター9階 四谷区民ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 株主総会の目的事項
報 告 事 項 第25期（自 2018年6月1日 至 2019年5月31日）事業報告及び計算書類報告の件
決 議 事 項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
4. その他株主総会招集に関する決定事項
株主総会参考書類及び添付書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<http://www.cave.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

以 上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(自 2018年6月1日)
(至 2019年5月31日)

I. 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、豪雨や台風・地震による自然災害が相次ぎ、被災地の復旧・復興を進める中で、好調な企業収益を投資や雇用環境の改善に結びようとする政府の各種政策の効果もあって、全体として緩やかに回復してまいりました。先行きにつきましては、2019年10月に予定されるの消費税率引き上げや、アメリカ・中国を中心とした通商問題の動向が世界経済に与える影響や、金融資本市場の変動の影響について留意が必要な状況となっております。

このような環境の中、当社の属するオンラインエンターテイメント業界におきましては、2018年における国内ゲームアプリの市場規模は、前年比10.2%増の1兆1,660億円に達し、国内ゲーム市場全体(1兆6,704億円)の約70%を占めております。また、2018年のゲーム人口は4,911万人となり、なかでもPCゲームユーザーがeスポーツの普及もあり、前年を上回る1,553万人に拡大しております。(出典：ファミ通ゲーム白書2019)。

当社におきましては、当社の主力であるスマートフォンゲーム『ゴシックは魔法乙女～さっさと契約しなさい～』は2019年4月にサービス開始から4周年を迎えますが、ユーザーを飽きさせない継続的なアップデートにより固定ファンを獲得しており、また、定期的なイベントやイベントでの他社IPの活用などのプロモーション効果により新規ユーザーも獲得することで一定の規模を維持し、当社の収益の柱となっておりますが、経年とともに売上高は減少傾向となっております。

そのため、新たな収益の柱を作るべく、新作スマートフォンゲーム『三極ジャスティス』を2018年6月にリリースいたしました。ユーザーのプレイ継続率が低く、アップデートを重ねたものの、収益を見込める水準まで改善することができなかつたため、2019年2月末でサービスを終了いたしました。また、2017年11月リリースの海外ゲーム輸入パブリッシングタイトル『ロード・オブ・ダンジョン』、及び2019年1月リリースの海外ゲーム輸入パブリッシングタイトル第2弾『デビルブック』につきましても、双方ともリリース直後の売上は好調だったものの、海外開発会社と当社との連携の難しさから発生した、運営方針の違いや機能の不具合によりユーザーの離脱を招きました。このことにより収益を継続するこ

とができなかったため、『ロード・オブ・ダンジョン』については2019年5月30日をもって開発会社の株式会社EK GAMESに運営を移管し、『デビルブック』についても2019年8月7日をもってサービスを終了することいたしました。

上記のとおり、既存タイトルの売上減少と新規タイトルの売上不振により、売上高は前事業年度比で20.1%の減少となっております。

売上原価は、『三極ジャスティス』をリリースしたことに伴い、前事業年度まで資産計上しておりました人件費等を当事業年度より売上原価として計上することになったこと、また、減価償却費の計上も発生したことから、前事業年度比32.2%と大幅に増加いたしました。

販売費及び一般管理費は、広告宣伝費等の費用を抑制して運営したことから、前事業年度比で8.3%の減少となりましたが、売上高が減少したことに加え、売上原価が大幅に増加したことから、営業損失は前事業年度比で大幅に悪化いたしました。

なお、当事業年度において終了した『三極ジャスティス』及びその他のサービスにかかる資産について、499百万円の減損損失を計上しております。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,890百万円（前事業年度比20.1%減）、営業損失696百万円（前事業年度は69百万円の営業損失）、経常損失739百万円（前事業年度は88百万円の経常損失）、当期純損失1,240百万円（前事業年度は70百万円の当期純損失）となりました。

2. 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は9,863千円であり、その主なものは、事業用の備品等であります。

3. 資金調達の状況

当社は、2018年12月27日に第三者割当により新株式760,000株を株式会社KeyHolderに対して発行し、449,160千円の資金調達を行いました。

また、2019年4月26日に第三者割当により新株式1,400,000株を吉成夏子氏及び岡本吉起氏に対して発行し、1,027,600千円、同時に1個当たり100株の新株予約権5,000個を秋田英好氏に対して発行し、500千円の資金調達を行いました。

4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当する事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当する事項はありません。

8. 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第22期 2016年5月期	第23期 2017年5月期	第24期 2018年5月期	第25期 (当期) 2019年5月期
売 上 高	2,344,940	2,820,785	2,366,739	1,890,390
経 常 利 益 又は経常損失 (△)	103,716	△229,176	△88,429	△739,283
当 期 純 利 益 又は当期純損失 (△)	95,353	△391,256	△70,585	△1,240,841
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△)	39円41銭	△152円65銭	△25円32銭	△351円86銭
総 資 産	1,071,214	1,048,442	1,559,719	1,477,120
純 資 産	619,398	620,093	1,060,864	1,297,283

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

9. 重要な親会社及び子会社の状況 (2019年5月31日現在)

- (1) 親会社に関する事項
該当事項はありません。
- (2) 重要な子会社に関する事項
該当事項はありません。
- (3) 特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

10. 対処すべき課題

- (1) 継続的な事業創出のための仕組化

当社は、当期において新規オリジナルタイトル『三極ジャスティス』を2018年6月リリースし、また、2019年1月に輸入パブリッシングタイトル『デビルブック』をリリースいたしました。いずれのタイトルも想定通りの結果を出せずサービスを終了することとなりましたが、すでにオンラインクレイジーゲームやeスポーツ向けのアプリケーション開発に着手しており、今後も新規サービスを順次リリースできる体制を構築することで、継続的な事業創出のための仕組化を進めてまいります。

(2) マルチデバイスへの対応推進

スマートフォン及びタブレット端末の高機能化により、PCやコンソールゲーム機等のデバイスにも対応したアプリケーション開発が必要になる状況が到来しております。

当社においては、ソーシャルゲーム、オンラインゲーム、コンシューマーゲームで培ったノウハウや技術を融合し、ユーザーにより魅力的でプレイーションを選ばないコンテンツの提供を行うことで、事業基盤の充実を図ってまいります。

(3) システム技術・インフラの強化

当社のモバイルコンテンツ及びオンラインゲームは、インターネット上で提供していることから、システムの安定的な稼働、及び技術革新への対応が重要な課題であります。そのため、サーバー等のシステムインフラについて、継続的な基盤の強化を進めるとともに、技術革新にも迅速に対応できる体制作りに努めてまいります。

11. 主要な事業内容 (2019年5月31日現在)

当社は、インターネットを通じたサービスを展開しており、現在は、モバイルオンラインゲームを事業の中心としております。その他、PCゲームの開発、運営を提供しております。

12. 主要な事業所 (2019年5月31日現在)

事業所名	所在地
本社	東京都目黒区

13. 使用人の状況 (2019年5月31日現在)

使用人数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
98	△30	35.7	6.5

(注) 使用人数は就業人員であります。

14. 主要な借入先及び借入額 (2019年5月31日現在)

該当事項はありません。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項（2019年5月31日現在）

1. 発行可能株式総数 6,000,000株
2. 発行済株式の総数 5,223,665株（自己株式47,035株を除く）
3. 株主数 2,842名（前事業年度末比345名増）
4. 大株主（上位10名）

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
吉 成 夏 子	1,100,000 ^株	21.06%
岡 本 吉 起	300,000	5.74
高 野 健 一	236,100	4.52
五 味 大 輔	210,000	4.02
株 式 会 社 K e y H o l d e r	168,000	3.22
株 式 会 社 フ ォ ー サ イ ド	144,000	2.76
ジ ャ パ ン ポ ケ ッ ト 株 式 会 社	108,200	2.07
楽 天 証 券 株 式 会 社	99,600	1.91
株 式 会 社 S B I 証 券	79,000	1.51
野 中 俊 宏	75,000	1.44

（注）持株比率は、自己株式（47,035株）を控除して計算しております。

5. その他株式に関する事項

当事業年度における第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式の総数が2,160,000株増加しております。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として付与された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

2018年5月10日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の名称	株式会社ケイブ第22回新株予約権
新株予約権割当の対象者	SAMURAI&J PARTNERS株式会社
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の数	720個
新株予約権の目的となる株式の数	72,000株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の発行価額	総額2,462,400円 新株予約権1個当たり3,420円
1株当たりの行使価額	1,387円
新株予約権の払込期日	2018年5月28日
新株予約権の行使期間	2018年5月29日～2020年5月28日
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。

2019年3月14日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の名称	株式会社ケイブ第23回新株予約権
新株予約権割当の対象者	秋田英好
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の数	5,000個
新株予約権の目的となる株式の数	500,000株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	総額500,000円（新株予約権1個当たり100円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり75,400円（1株当たり754円）

新株予約権の行使期間	2019年6月1日～2029年5月31日
新株予約権の行使の条件	<p>1. 本新株予約権の一部行使はできない。</p> <p>2. 新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、一度でも下記（1）又は（2）に掲げる条件を満たした場合に限り、各号に掲げる割合を上限として本新株予約権を行使することができる。</p> <p>（1）2019年6月1日から3年以内に5営業日連続で、金融商品取引所における当社の普通株式の取引終値に基づいて算出した時価総額が80億円以上になった場合：50%</p> <p>（2）2020年5月期から2022年5月期のいずれかの当社の通期の営業利益が黒字になった場合：100%</p> <p>3. 上記2.に拘わらず、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、金融商品取引所における当社の普通株式の株価終値が一度でも行使価額に70%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。</p>

IV. 会社役員に関する事項（2019年5月31日現在）

1. 氏名、地位及び担当

氏名	地位及び担当
高野健一	代表取締役社長・CEO
池田恒基	取締役副社長・COO
菊地徹	常務取締役・CFO
小尾敏仁	取締役 内部監査室長
秋田英好	取締役
岡本吉起	取締役
川口洋司	取締役
大出悠史	取締役
清水和海	常勤監査役
蒲俊郎	監査役
佐藤桂	監査役

- (注) 1. 取締役 川口洋司氏及び大出悠史氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、川口洋司氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員であります。
2. 監査役 蒲俊郎氏及び佐藤桂氏は、会社法第2条第16号及び会社法第335条第3項に定める社外監査役であります。なお、両氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員であります。
3. 常勤監査役 清水和海氏は、長年における銀行での勤務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見があります。
4. 監査役 蒲俊郎氏は、弁護士の資格を有しております。
5. 監査役 佐藤桂氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見があります。

2. 重要な兼職の状況

氏名	重要な兼職の状況
小尾 敏 仁	株式会社鉄人化計画 社外取締役 (監査等委員)
秋 田 英 好	株式会社玄武 取締役 株式会社でらゲー 取締役
岡 本 吉 起	株式会社オカキチ 代表取締役 公益財団法人日本ゲーム文化振興財団 理事長
川 口 洋 司	株式会社コラボ 代表取締役 デジタルコンテンツ白書 編集委員 一般社団法人日本オンラインゲーム協会 事務局長
大 出 悠 史	株式会社KeyHolder 取締役 株式会社KeyStudio 代表取締役社長 キーノート株式会社 取締役 株式会社KeyProduction 取締役 株式会社FA Project 代表取締役社長 株式会社SKE 取締役 株式会社allfuzz 取締役 フーリンラージ株式会社 取締役
蒲 俊 郎	城山タワー法律事務所 代表 学校法人桐蔭学園 理事 ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社 社外監査役 株式会社ティーガイア 社外監査役 株式会社ピアラ 社外監査役 株式会社J.Score 社外監査役
佐 藤 桂	佐藤桂事務所 代表 株式会社ベクター 社外取締役 株式会社SBI証券 社外監査役 株式会社デファクトスタンダード 社外取締役 gooddaysホールディングス株式会社 社外取締役

3. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度額としております。

4. 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	8名	68,450千円 (うち社外取締役2名 3,600千円)
監査役	3名	10,200千円 (うち社外監査役2名 6,000千円)

5. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の業務執行者との兼任状況

区分	氏名	業務執行者を兼任している他の法人等
取締役	大出悠史	株式会社KeyStudio 代表取締役社長 株式会社FA Project 代表取締役社長
取締役	川口洋司	株式会社コラボ 代表取締役
監査役	蒲俊郎	城山タワー法律事務所 代表
監査役	佐藤桂	佐藤桂事務所 代表

(注) 上記の兼任先法人等と当社との間には特別な関係はありません。

(2) 他の法人等の社外役員との兼任状況

区分	氏名	社外役員を兼任している他の法人等
監査役	蒲俊郎	ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社 社外監査役 株式会社ティーガイア 社外監査役 株式会社ピアラ 社外監査役 株式会社J.Score 社外監査役
監査役	佐藤桂	株式会社ベクター 社外取締役 株式会社SBI証券 社外監査役 株式会社デファクトスタンダード 社外取締役 gooddaysホールディングス株式会社 社外取締役

(注) 上記の兼任先法人等と当社との間には特別な関係はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	川口洋司	当事業年度開催の20回の取締役会すべてに出席し、議案審議に必要な発言を行っております。
取締役	大出悠史	就任後開催の取締役会すべて（1回開催）に出席し、議案審議に必要な発言を行っております。
監査役	蒲俊郎	当事業年度開催の20回の取締役会すべてに出席し、また、当事業年度開催の12回の監査役会すべてに出席し、議案審議に必要な発言を行っております。
監査役	佐藤桂	当事業年度開催の20回の取締役会のうち19回に出席し、また、当事業年度開催の12回の監査役会すべてに出席し、議案審議に必要な発言を行っております。

V. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の氏名又は名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,800千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,800千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

3. 会計監査人の再任と報酬に関する同意理由について

監査役会としては、会計監査人の能力、組織としての体制、これまでの会計監査人の職務の遂行状況等から、実効性のある監査が行われていると認識しており、また、その独立性にも何ら問題はないため、会計監査人の再任が適当と判断いたしました。なお、監査業務は、会計の専門家としての知識に基づいて年間を通して継続的に行われる重要な業務であり、また当社の事業内容を十分に理解した上で行われる必要があります。提示された会計監査人の監査計画に基づき、会計監査人の実施する職務内容等を踏まえ、必要な監査時間や工数等をも考慮した結果、現在の報酬水準は妥当なものとして判断いたしました。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意により解任いたします。その他、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

VI. 会社の体制及び方針

1. 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社取締役会の決定内容は、以下のとおりです。

- (1) 当社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は、コンプライアンスが企業活動の基本原則であることを認識し、当社の取締役と全使用人が一体となってその徹底を図ります。
 - ② 当社取締役会は、当社のコンプライアンス体制を決定し、当社経営企画本部において当該体制の整備およびその維持、向上を図ります。
 - ③ 当社内部監査部門は、当社のコンプライアンス体制が有効に機能しているかを定期的に監査し、その結果を当社取締役会に報告します。
 - ④ 市民社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め毅然とした態度で臨むものとし、一切の関係を遮断します。
- (2) 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 当社取締役は、文書、資料その他その職務の執行に係る情報については、各種法令および当社文書管理規程に従い、適切に保存し、管理します。
 - ② 当社文書管理規程の改廃は当社取締役会の承認を得るものとします。
- (3) 当社損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社取締役会はリスク管理を統括し、リスク管理システムの構築を行います。
 - ② 横断的リスク状況の監視及び対応は経営企画本部が実施し、当社各部のリスク管理の状況を定期的に調査し、その結果を当社取締役会に報告します。
 - ③ 経営に重大な影響を与える事態が発生した場合、当社取締役会において直ちに特別対策室を設け、当社取締役の中から対策責任者を任命します。特別対策室では当社取締役会との連携を図りつつ当該事態への対応を実施するとともに、その状況について適宜当社取締役会に報告します。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社は、経営事項を判断・決定する場として、取締役会を原則として毎月一回開催しています。また、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催し、業務執行に対する監督を実施しております。取締役会では、株主利益・企業価値最大化を目指した意思決定を行うとの基本的な考えのもと、重要事項は全て付議され、業績の進捗についても討議し、対策等を迅速に行います。
 - ② 当社は、経営戦略を企画・調整する場として、当社取締役、部長、監査役参

加のもと経営会議を毎週開催しております。そして、当該経営戦略に基づく業務執行状況の連絡・報告の場として、当社取締役、及び部長参加のもと各部内会議を毎週開催し、実務レベルでの情報共有を図ります。当社では、これらの有機的な連動による最大限の効果を生み出す組織体制を構築しております。

(5) 当社における業務の適正を確保するためのその他の体制

- ① 当社経営企画本部を全社の内部統制を統括する部署とし、各部門と密接な連携を図り、また必要に応じてコンプライアンス等に関する指導・支援を行い、適切な内部統制システムの確保を図ります。
- ② 当社内部監査部門は内部監査を定期的を実施し、その結果を当社取締役会に報告します。

(6) 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、当社監査役の求めに応じて、監査役の職務を補助する使用人（監査役スタッフ）を配置します。監査役スタッフは、他職務を兼務し、または専属的に監査役の職務を補助するものとします。

(7) 監査役スタッフの当社取締役からの独立性に関する事項及び当社監査役の監査役スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役スタッフの人事異動および考課は、取締役と監査役との協議のうえ決定します。
- ② 当社監査役は、監査役スタッフに監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役スタッフはその命令に関して、当社取締役及び内部監査部門の指示を受けないものとします。

(8) 当社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社の取締役及び使用人は、当社監査役会規程及び内部通報規程に従い、当社監査役の求めに応じて必要な報告及び情報提供を行っております。
- ② 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないよう、当社内部通報規程に基づき通報者の保護を行っております。

(9) その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社取締役と当社監査役は、相互の意思疎通を図るため定期的な会合をもっております。
- ② 当社取締役は、当社監査役に対し、監査役の求めに応じて、弁護士、公認会計士等の外部専門家に監査業務に関する必要な助言を受けることができる環

境を整備しております。

- ③ 監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払または償還を請求したとき、その他費用または債務の処理を請求したときは、当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかにそれらを処理します。

2. 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、必要に応じて改善を進めております。

(2) コンプライアンス体制

当社は使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款並びにインサイダー取引規制への理解を促進するための取組みを継続的に行っております。

また、当社は内部通報規程により相談・通報体制を設けることで、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

不正防止の観点から、外部業者に発注する権限がある者に対して、年2回の内部監査室長によるヒアリングを実施して、不正の早期発見、事前抑制の態勢を整備し運用しております。

(3) リスク管理体制

部長以上の役職者が参加し、毎週開催される経営会議において、各部室から報告されたリスクのレビューを実施し、リスク情報の管理を行っております。

(4) 内部監査体制

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施いたしました。

また、監査役との連携を密にするために、月次で内部監査室長と常勤監査役との情報共有会議を開催しています。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

当事業年度における会社の支配に関する基本方針について、特記すべき事項はありません。

本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。

貸借対照表

(2019年5月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,411,245	流動負債	172,665
現金及び預金	1,223,959	リース債務	4,136
売掛金	3,777	未払金	91,110
商品	2,083	未払費用	33,031
貯蔵品	158	未払法人税等	14,622
前払費用	15,984	前受金	24,089
未収入金	161,263	預り金	5,547
その他	4,018	その他	126
		固定負債	7,172
固定資産	65,875	リース債務	7,172
有形固定資産	—	負債合計	179,837
無形固定資産	—	純資産の部	
投資その他の資産	65,875	株主資本	1,294,320
敷金	49,903	資本金	2,283,363
差入保証金	15,971	資本剰余金	2,227,002
長期未収入金	29,499	資本準備金	2,227,002
貸倒引当金	△ 29,499	利益剰余金	△ 3,169,110
		利益準備金	870
		その他利益剰余金	△ 3,169,980
		別途積立金	10,000
		繰越利益剰余金	△ 3,179,980
		自己株式	△ 46,934
		新株予約権	2,962
		純資産合計	1,297,283
資産合計	1,477,120	負債・純資産合計	1,477,120

損 益 計 算 書

(自 2018年6月1日)
(至 2019年5月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,890,390
売 上 原 価		1,155,413
売 上 総 利 益		734,977
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,431,718
営 業 損 失		△ 696,740
営 業 外 収 益		2,463
受 取 利 息	7	
前 受 金 消 却 益	1,690	
そ の 他	766	
営 業 外 費 用		45,005
支 払 利 息	2,158	
新 株 発 行 費	12,259	
新 株 予 約 権 発 行 費	2,090	
前 渡 金 償 却 額	27,950	
そ の 他	547	
経 常 損 失		△ 739,283
特 別 損 失		499,268
減 損 損 失	499,268	
税 引 前 当 期 純 損 失		△ 1,238,551
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,290	
法 人 税 等 調 整 額	—	
当 期 純 損 失		△ 1,240,841

株主資本等変動計算書

(自 2018年6月1日
至 2019年5月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金 合 計
2018年6月1日残高	1,544,983	1,488,622	1,488,622
事業年度変動額			
新株の発行	738,380	738,380	738,380
自己株式の取得	—	—	—
当期純損失(△)	—	—	—
株主資本以外の項目の事業年度 中の変動額(純額)	—	—	—
事業年度変動額合計	738,380	738,380	738,380
2019年5月31日残高	2,283,363	2,227,002	2,227,002

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	利益準備金	利 益 剰 余 金		
		その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
		別途積立金	繰越利益剰余金	
2018年6月1日残高	870	10,000	△ 1,939,138	△ 1,928,268
事業年度変動額				
新株の発行	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—
当期純損失(△)	—	—	△ 1,240,841	△ 1,240,841
株主資本以外の項目の事業年度 中の変動額(純額)	—	—	—	—
事業年度変動額合計	—	—	△ 1,240,841	△ 1,240,841
2019年5月31日残高	870	10,000	△ 3,179,980	△ 3,169,110

(単位：千円)

	株 主 資 本		新 株 予 約 権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
2018年6月1日残高	△ 46,934	1,058,402	2,462	1,060,864
事業年度変動額				
新株の発行	—	1,476,760	—	1,476,760
自己株式の取得	—	—	—	—
当期純損失(△)	—	△ 1,240,841	—	△ 1,240,841
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	500	500
事業年度変動額合計	—	235,918	500	236,418
2019年5月31日残高	△ 46,934	1,294,320	2,962	1,297,283

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

商 品……………移動平均法による原価法

貯 蔵 品……………個別法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物 3年～15年

工具、器具及び備品 4年～6年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2年から5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

株式交付費及び新株予約権発行費

支出時に全額費用として計上しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 131,843千円
2. 担保に供している資産
資金決済に関する法律に基づく発行保証金として、差入保証金11,561千円を供託しております。

(損益計算書に関する注記)

1. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(減損損失の金額)

用途	場所	種類	金額
ゲーム運営関連設備等	東京都目黒区	ソフトウェア	448,622千円
		ソフトウェア仮勘定	8,220千円
共用資産	東京都目黒区	建物	21,181千円
		工具、器具及び備品	16,171千円
		ソフトウェア	3,705千円
		商標権	737千円
		その他	630千円
合計			499,268千円

当社は、ゲーム運営関連設備等の固定資産については、コンテンツ又はゲーム毎に一つの資産グループとしております。また、本社の建物等、特定の事業の関連が明確でない資産につきましては共用資産としております。

当初想定していた収益が見込めなくなり、サービスの終了を決定したゲームに関連する資産について、各資産グループの帳簿価額全額を減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

その内訳は、ソフトウェア448,622千円、ソフトウェア仮勘定8,220千円であります。

また、営業損失が継続しているため共用資産について減損損失を認識し、特別損失に計上しております。

その内訳は、建物21,181千円、工具、器具及び備品16,171千円、ソフトウェア3,705千円、商標権737千円、その他（電話加入権）630千円であります。

なお、回収可能価額は使用価値により算定しておりますが、将来の収益の不確実性を考慮して、回収可能価額は零と算定しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末の 株式数
普通株式	3,110,700株	2,160,000株	一株	5,270,700株

(注) 普通株式の発行済株式数の増加2,160,000株は、第三者割当増資に伴う新株式の発行によるものであります。

2. 当事業年度の末日における自己株式の数

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末の 株式数
普通株式	47,035株	一株	一株	47,035株

3. 当事業年度に行った剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

4. 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

目的となる株式の種類及び数

	第22回新株予約権	第23回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	72,000株	500,000株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

繰越欠損金	814,429千円
減損損失	229,887千円
ソフトウェア減価償却費	9,380千円
貸倒引当金	9,033千円
その他	12,066千円
小計	1,074,798千円
評価性引当額	△ 1,074,798千円
繰延税金資産合計	一十千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社債権管理規程に従い取引先ごとの残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を四半期ごとに把握する体制としております。

敷金は、本社等の賃貸借契約に伴うものであります。その差入先に対する信用リスクについては賃貸借契約締結前に信用状況を調査・把握する体制としております。

長期未収入金は、定期的に回収先の財務状況等を把握しております。

短期借入金は、主として開発に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、重要性に乏しいのでヘッジ手段は講じておりません。

営業債務である未払金は、ほとんど2ヶ月以内の支払期日であります。

また、借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年5月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
(1) 現金及び預金	1, 223, 959	1, 223, 959	—
(2) 売掛金	3, 777	3, 777	—
(3) 未収入金	161, 263	161, 263	—
(4) 敷金	49, 903	38, 861	△ 11, 042
(5) 長期未収入金 貸倒引当金 (*2)	29, 499 △ 29, 499		
	—	—	—
資産計	1, 438, 904	1, 427, 862	△ 11, 042
(6) 未払金	(91, 110)	(91, 110)	—
負債計	(91, 110)	(91, 110)	—

(*1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(*2) 長期未収入金に係る貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 売掛金

売掛金については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該価額をもって時価としております。

(4) 敷金

敷金は、主に本社の貸借に伴うものであります。時価については、返還時期を見積ったうえ、将来キャッシュ・フローを合理的に見積られる利率で割引いて算定する方法によっております。

(5) 長期未収入金

長期未収入金は、回収状況に懸念のある回収先に対しては、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額に基づいて貸倒引当金を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(6) 未払金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,223,825	—	—	—
売掛金	3,777	—	—	—
未収入金	161,263	—	—	—
敷金	—	38,861	—	—

(*) 長期未収入金については、償還予定日が見込めないため、上表には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 247円78銭
- 1株当たり当期純損失 351円86銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2019年7月10日

株式会社 ケ イ ブ
取 締 役 会 御 中

E Y 新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人

指定有限責任社員 公認会計士 阪 中 修 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 林 一 樹 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ケイブの2018年6月1日から2019年5月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年6月1日から令和1年5月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和1年7月11日

株式会社	ケ	イ	ブ	監査役会
常勤監査役	清	水	和	海 ㊟
社外監査役	蒲		俊	郎 ㊟
社外監査役	佐	藤		桂 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

また、業務執行を行わない取締役がその役割を十分に発揮できるようにするよう社外取締役に限定していた責任限定契約を取締役（業務執行取締役等である取締役を除く。）に拡大するための変更を行うものであります。

なお、本議案は本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>(機関)</p> <p>第3条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第4条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数および選任)</p> <p>第19条 当社の取締役は8名以内とし、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(機関)</p> <p>第3条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第4条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数および選任)</p> <p>第19条 当社の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u>は8名以内とし、<u>監査等委員である取締役を5名以内とし、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(役付取締役および代表取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を定めることができる。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集手続) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の4日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第24条～第25条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(任期) 第20条 取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(役付取締役および代表取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を定めることができる。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集手続) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第24条～第25条 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</u> 第26条 <u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議事録) <u>第26条</u> 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、議長、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p><u>第27条</u> (条文省略)</p> <p>(報酬等) <u>第28条</u> 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) <u>第29条</u> (条文省略) 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額を限度とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役および監査役会</u> (員数および選任)</p> <p><u>第30条</u> 当会社の監査役は5名以内とし、株主総会の決議によって選任する。 2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期) <u>第31条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役) <u>第32条</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(取締役会の議事録) <u>第27条</u> 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、議長、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p><u>第28条</u> (現行どおり)</p> <p>(報酬等) <u>第29条</u> 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) <u>第30条</u> (現行どおり) 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額を限度とする。</p> <p style="text-align: right;">(削 除) (削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集通知) <u>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議の方法) <u>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役全員の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会規則) <u>第35条 監査役会に関する事項は、法令または定款で定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>(報酬等) <u>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除) <u>第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額を限度とする。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第5章 監査等委員会 (常勤の監査等委員) <u>第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知) <u>第32条 当社の監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の決議方法) <u>第33条 当社の監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u> <u>2. 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の議事録) <u>第34条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会規程) <u>第35条 当社の監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第6章 会計監査人 <u>第38条～第40条</u> (条文省略)</p> <p>(報酬等) <u>第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p>第6章 会計監査人 <u>第36条～第38条</u> (現行どおり)</p> <p>(報酬等) <u>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第7章 計算 <u>第42条～第45条</u> (条文省略)</p>	<p>第7章 計算 <u>第40条～第43条</u> (現行どおり)</p>
<p>(新 設) (新 設)</p>	<p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) <u>第1条 2019年8月開催の第25回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>2. 2019年8月開催の第25回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員は任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

なお、池田恒基氏につきましては、取締役退任後も引き続き当社に残り、ゲーム開発に従事していただきます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当又は重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	たかの けんいち 高野 健一 (1959年8月29日生)	1984年10月 株式会社東亜プラン入社 1994年6月 当社設立 代表取締役社長就任 2002年2月 当社代表取締役会長就任 2002年5月 当社代表取締役社長就任 2005年7月 株式会社ケイブ・オンライン・エンターテイメント設立 代表取締役社長就任 2005年11月 ビーズマニア株式会社取締役就任 2006年2月 ミニ四駆ネットワークス株式会社 代表取締役副社長就任 2007年4月 ビーズマニア株式会社代表取締役社長就任 2008年8月 当社CEO就任 2011年8月 当社取締役会長就任 2012年8月 当社代表取締役社長就任 2012年8月 当社代表取締役社長事業本部長就任 2016年8月 当社代表取締役社長・CEO就任（現任）	236,100株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>高野健一氏は、当社の創業者として創業以来25年にわたって経営に携わっており、経営方針や事業戦略の決定及び遂行において、極めて重要な役割を果たしております。</p> <p>このような経験及び実績は、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として適任であり、選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当又は重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	あきた ひでよし 秋田 英好 (1968年3月12日生)	1991年4月 コスモ証券株式会社(現岩井コスモ証券株式会社)入社 1996年8月 株式会社GEキャピタルファイナンス入社 2014年12月 株式会社玄武取締役就任(現任) 2017年10月 株式会社でらゲー取締役就任(現任) 2018年8月 株式会社AKS監査役就任 2019年4月 当社取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社玄武 取締役 株式会社でらゲー 取締役	一株
(取締役候補者とした理由) 秋田英好氏は、ゲーム制作会社である株式会社でらゲーの取締役に就任しており、財務責任者として、プロモーションを含めたコスト管理業務を担当していますので、ゲーム業界に対する知見を十分に有しております。その他の会社においても取締役や監査役を務めたことがあり、企業の経営に深く関わってきております。 このような経験及び実績は、当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として適任であり、選任をお願いするものであります。			
3	あんどう ひろふみ 安藤 裕史 (1983年4月17日生)	2008年4月 JPモルガン・チェース銀行入行 2009年6月 株式会社ディー・エヌ・エー入社 2014年5月 株式会社Interraps代表取締役社長就任 2014年9月 アクセルゲームスタジオ株式会社取締役就任 2015年9月 株式会社さくらソフト取締役就任 2017年11月 株式会社さくらソフト代表取締役CEO就任 2019年7月 当社新規事業開発部長就任(現任) (重要な兼職の状況) 該当事項はありません。	一株
(取締役候補者とした理由) 安藤裕史氏は、IT企業の取締役及び代表取締役の経験が複数あり、当社入社後は新規事業開発部門において、ゲーム以外の新たな事業領域の開発責任者に従事しております。 このような経験及び実績は、当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として適任であり、選任をお願いするものであります。			
4	きくち とおる 菊地 徹 (1969年8月12日生)	1993年10月 バドワイザー・ジャパン・カンパニー・リミテッド入社 1999年7月 株式会社シュテルン東名横浜入社 2002年4月 株式会社ネットマイル入社 2010年2月 同社取締役ポイント事業本部長就任 2011年2月 当社入社 2013年9月 当社執行役員経営企画部長就任 2014年6月 当社執行役員経営企画本部長就任 2014年8月 当社取締役執行役員経営企画本部長就任 2016年8月 当社常務取締役・CFO就任(現任)	一株
(取締役候補者とした理由) 菊地徹氏は、IT企業の取締役の経験があり、当社入社後は経営企画部門において、経営方針や事業戦略の策定及び資金調達を含む財務戦略の策定に責任者として従事しております。 このような経験及び実績は、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として適任であり、選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当又は重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	おかもと よしき 岡本 吉起 (1961年6月10日生)	1983年4月 株式会社カブコン入社 1996年6月 同社取締役開発本部長就任 2001年1月 同社専務取締役就任 2003年7月 株式会社ゲームリパブリック代表取締役就任 2012年3月 株式会社でらゲー入社 2016年11月 株式会社オカキチ代表取締役就任(現任) 2018年11月 公益財団法人日本ゲーム文化振興財団理事長就任(現任) 2019年4月 当社取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社オカキチ 代表取締役 公益財団法人日本ゲーム文化振興財団 理事長	300,000株
(取締役候補者とした理由) 岡本吉起氏は、公益財団法人日本ゲーム文化振興財団理事長でもあり、長年ゲームクリエイターとして活躍してきました。開発に関わったスマートフォンネイティブゲームは日本だけに留まらず、グローバルに提供エリアを拡大しています。 このような経験及び実績は、当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として適任であり、選任をお願いするものであります。			
6	たかはし ゆうき 高橋 祐希 (1984年5月6日生)	2007年4月 大和建物株式会社入社 2012年5月 株式会社玄武入社 2019年7月 株式会社AKS入社同社社長室配属(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社AKS 社長室	一株
(社外取締役候補者とした理由) 高橋祐希氏は、エンターテインメント企業においてイベント事業の責任者として、各種イベントの企画・運営・管理業務を統括しており、イベント事業の豊富な経験と幅広い見識を有しております。 このような経験及び実績は、当社の取締役会の意思決定に資するとともに、今後当社が新規事業を推進していくにあたり、当社の企業価値向上に貢献いただけると考えるため、社外取締役として適任であり、選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 安藤裕史氏及び高橋祐希氏は新任の取締役候補者であります。
3. 高橋祐希氏は、社外取締役候補者であります。
4. 本議案が原案どおり承認された場合には、当社と高橋祐希氏との間で、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の限度内で締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。本議案については、監査役会の同意を得ております。本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当又は重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	おび としひと 小尾 敏仁 (1960年6月4日生)	1984年3月 株式会社SFCG入社 1989年8月 同社企画部長就任 1992年4月 同社取締役就任 2000年8月 同社常務取締役経営管理本部長就任 2003年8月 同社相談役就任 2006年5月 当社顧問就任 2006年7月 ビーズマニア株式会社取締役就任 2006年8月 当社取締役就任 2015年4月 当社取締役内部監査室長就任（現任） 2017年8月 株式会社鉄人化計画取締役就任 2017年11月 同社社外取締役（監査等委員）就任（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社鉄人化計画 社外取締役（監査等委員）	一株
（監査等委員である取締役候補者とした理由） 小尾敏仁氏は、上場企業の取締役の経験があり、現在は他の上場企業の社外取締役を兼務する等、企業経営全般における豊富な経験と幅広い見識を有しております。また当社においては2015年4月から内部監査室長を務めており、当社の内部統制を管理監督してきました。このような経験及び実績は、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、その深い知見に基づく助言、牽制が期待できるため、監査等委員である取締役として適任であり、選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当又は重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	かば としろう 蒲 俊郎 (1960年9月10日生)	1993年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会所属） 1998年9月 桐蔭横浜大学法学部 非常勤講師就任 2003年6月 城山タワー法律事務所設立 代表弁護士 就任（現任） 2005年4月 桐蔭横浜大学大学院法務研究科教授就任 （現任） 2006年3月 ガンホー・オンライン・エンターテイメ ント株式会社社外監査役就任（現任） 2007年8月 当社社外監査役就任（現任） 2010年4月 桐蔭横浜大学大学院法務研究科長就任 （現任） 2013年6月 株式会社ティー・ガイア社外監査役就任 （現任） 2014年6月 学校法人桐蔭学園理事就任（現任） 2015年3月 株式会社ピアラ社外監査役就任（現任） 2017年4月 株式会社J.Score社外監査役就任（現任） （重要な兼職の状況） 城山タワー法律事務所 代表 学校法人桐蔭学園 理事 ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社 社外監査役 株式会社ティーガイア 社外監査役 株式会社ピアラ 社外監査役 株式会社J.Score 社外監査役	2,000株
（監査等委員である社外取締役候補者とした理由） 蒲俊郎氏は、本株主総会終結の時まで当社の社外監査役を12年務め、弁護士としての専門 的見地及び当社と関係の深い業界に関する知識と企業活動に関する豊富な見識を有しており ます。また企業の社外監査役を複数兼任しており、その深い知見に基づく助言、牽制が期待 できるため、監査等委員である社外取締役として適任であり、選任をお願いするものであり ます。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当又は重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	さとう かつら 佐藤 桂 (1964年3月4日生)	1986年10月 青山監査法人入社 1990年3月 公認会計士登録 1997年6月 ソフトバンク株式会社(現ソフトバンクグループ株式会社) 常勤監査役就任 2000年12月 ソフトバンク・イーコマース株式会社(現ソフトバンク株式会社) 取締役財務経理統括就任 2002年8月 ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社社外取締役就任 2003年1月 ソフトバンクBB株式会社(現ソフトバンク株式会社) 管理本部本部長就任 2004年4月 同社管理部門統括 関連事業総轄部長就任 2007年5月 佐藤桂事務所代表就任(現任) 2007年6月 株式会社ベクター社外取締役就任 2008年6月 株式会社カービュー社外監査役就任 2012年8月 当社社外監査役就任(現任) 2015年6月 株式会社SBI証券社外監査役就任(現任) 2017年12月 株式会社デファクトスタンダード社外取締役就任(現任) 2017年12月 gooddaysホールディングス株式会社社外取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) 佐藤桂事務所 代表 株式会社SBI証券 社外監査役 株式会社デファクトスタンダード 社外取締役 gooddaysホールディングス株式会社 社外取締役	一株
(監査等委員である社外取締役候補者とした理由) 佐藤桂氏は、本株主総会終結の時まで当社の社外監査役を7年務め、公認会計士としての専門的見地及び当社と関係の深い業界に関する知識と企業活動に関する豊富な見識を有しております。また企業の社外取締役や社外監査役を兼任しており、その深い知見に基づく助言、牽制が期待できるため、監査等委員である社外取締役として適任であり、選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 蒲俊郎氏及び佐藤桂氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、蒲俊郎氏及び佐藤桂氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は、蒲俊郎氏及び佐藤桂氏の間で会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。小尾敏仁氏、蒲俊郎氏及び佐藤桂氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合は、各氏との間で当該責任限定契約と同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬等の限度額は、2000年8月31日開催の第6回定時株主総会において、「年額100百万円以内」と決議いただき、今日に至っております。第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢や当社業績等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を移行前と同額の年額100百万円以内とすることにつきお諮りするものです。

また、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたたく存じます。

現在の取締役は8名ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じたときをもって、監査等委員会設置会社へ移行します。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、昨今の経済情勢や当社業績等諸般の事情を勘案し、2000年8月31日開催の第6回定時株主総会において決議した監査役の報酬等の限度額と同額の、年額30百万円以内と定めること、並びに各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとしたたく存じます。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」の効力が生じますと、監査等委員である取締役は3名となる予定です。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区内藤町87番地
四谷区民センター 9階 四谷区民ホール



【交通のご案内】東京メトロ丸ノ内線「新宿御苑前」駅2番出口下車徒歩5分
都営バス「新宿一丁目」下車徒歩1分

◎ 当日は、駐車スペースの都合上、お車でのご来場はご遠慮願います。